

青森県報

第八百九十二号

令和七年
三月二十四日
(月曜日)

青森県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第十二号

青森県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

青森県宅地建物取引業法施行細則(昭和四十七年三月青森県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「並びに免許の申請及び法第九条の規定による変更の届出に係る書類」を「及び同条に規定する特定書類」に改める。

第四条第一項中「第十六条の十三第四項」を「第十六条の十三第三項」に改める。

第五条第一項中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改め、同条第二項及び第三項中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第四項及び第五項中「第九条第二項」を「第八条第二項」に改める。

第二号様式の裏中

「3 [略]

4 第1項(前項において準用する場合を含む。次項において同じ。)又は第2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

「3 第1項又は前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。」
に改める。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」

第三号様式中「第8条第1項」や「第7条第1項」に改める。

目次

規則

○青森県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則… (建築住宅課) … 一

告示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定… (障がい課) … 二

○身体障害者福祉法による医師の指定… (同) … 二

○保安林の指定予定… (林政課) … 二

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生… (水産振興課) … 三

○コイの持ち出し禁止に係る水域指定… (同) … 三

公告

○建設業者の営業の停止… (監理課) … 三

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示… (会計管理課) … 四

議 会

○青森県議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程… (総務課) … 五

規 則

第四号様式中「第9条第1項」を「第8条第1項」及び「第8条第1項第3号」を「第7条第1項第3号」に改める。
 第五号様式中「第8条第1項第3号」を「第7条第1項第3号」に改める。
 第六号様式中「第9条第2項」を「第8条第2項」及び「第8条第1項第3号」を「第7条第1項第3号」に改める。
 第七号様式中「第8条第1項第3号」を「第7条第1項第3号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第百六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和七年三月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
天馬調剤薬局	むつ市中央二丁目五の五	令和七・四・一

青森県告示第百六十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和七年三月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏 名	勤 務 する 病 院 等	診 療 科 目	指 定 年 月 日
鍵谷 卓司	つがる西北五 つがる総合病院 協同組合生活 津軽保健生活 病院	消化器外科（ぼうこう又は直腸障害）	令和七・四・一
千葉 大輔	弘前市大字扇町 二丁目二の二	消化器内科（肝臓機能障害）	〃

青森県告示第百六十二号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和七年三月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 保安林子定森林の所在場所
下北郡東通村大字尻屋字八峠二の四一
 - 二 保安林指定の目的
飛砂の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び東通村

役場に備え置いて縦覧に供する。()

青森県告示第百六十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和七年三月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
三戸郡階上町大字道仏字榊山七の二二 上長根 司 三戸郡階上町大字道仏字浜久保二七の五三 荒谷 源治	階上区域 階上漁業協同 組合の地区	内水面以外の水 面において網漁 具を水深二十七 メートル未満の 水中に設置して 営む漁業（以下 「小型定置漁 業」という。）
東津軽郡外ヶ浜町字平館後田七三 高坂 茂 東津軽郡外ヶ浜町字平館門の沢六六の一 高坂 嘉男	外ヶ浜第二区域 外ヶ浜漁業協 同組合の地区 館後田、字平 館門の沢、字 館田の沢、字 平館鳥沢、字 工門長屋形、 平館長根、字 居平館根岸山 岸湯の沢、字 域	底建網漁業
西津軽郡深浦町大字月屋字上黄金崎三三二の一 黄金崎 千治 西津軽郡深浦町大字舩作字清滝三三三の一 黄金崎 重光	新深浦町第三区 新深浦町漁業 協同組合の地 区のうち、大	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業で あって、主とし てやりいか棒受

青森県告示第百六十四号

令和7年青森県内水面漁場管理委員会指示第一号（コイの持ち出し禁止及び放流の制限等）に基づき、コイの持ち出しを禁止する水域を次のとおり指定する。

令和七年三月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

馬淵川水系の全域及び岩木川水系の全域

公 告

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年三月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 小鷹工務店
- 二 氏名 小鷹 日出海
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字山口字小沢一四四の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一六）第一〇五二一号
- 五 営業の停止を命じた日 令和七年三月十四日
- 六 停止を命ずる営業の範囲
注文者から青森県の区域内における建築一式工事を請け負う営業の全て
- 七 営業の停止を命ずる期間

字月屋及び大
字舩作の区域
網漁業

令和七年三月二十四日から同月二十六日までの三日間
八 営業の停止を命ずる原因となった事実

前記建設業者に許可に係る建設業の全部の譲渡を行った者について、令和六年十一月二十九日に罰金三十万円の刑が確定した。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年三月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 物品等の名称及び数量

- 1 ローター除雪車（二・六メートル、二百二十キロワット級） 二台
- 2 ローター除雪車（二・二メートル、二百二十キロワット級） 一台
- 3 ローター除雪車（二・六メートル、二百九十キロワット級） 一台
- 4 除雪ドーザ（十四トン級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ付）
一台

5 除雪グレーダ（四・〇メートル級） 一台

6 凍結防止剤散布車（三トン級、二・五立方メートル） 二台

7 凍結防止剤散布車（三トン級、二・五立方メートル） 二台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

一の1、2、3、6及び7について

令和七年三月五日

一の4及び5について

令和七年三月六日

五 落札者の名称及び住所

一の1、2及び6について

株式会社NICHIIJO

北海道札幌市手稲区曙五条五丁目一の一〇

一の3及び7について

株式会社青工

青森市新田三丁目一一の八

一の4及び5について

コマツカスタマーサポート株式会社

東京都港区白金一丁目一七の三

六 落札金額

一の1について 一億九百四十六万円

一の2について 六千七十七万円

一の3について 八千二百五十万円

一の4について 二千五百四十六万五千元

一の5について 三千四百九十二万五千元

一の6について 四千八百四十万円

一の7について 四千九百二十八万円

七 落札者を決定した手続

一の1、4及び6について

入札参加資格審査において、調達物品ごとに、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

一の2、3、5及び7について

入札参加資格審査において、調達物品ごとに、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和七年一月二十二日

議

会

青森県議会告示第一号

青森県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月二十四日

青森県議会議長 丸 井 裕

青森県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

青森県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年三月青森県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号」に改め、同条第七号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第八号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第十号中「番号」の下に「又は同法第九十五条の第二項第一号の免許情報記録の番号」を加え、同条第十一号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第十四号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第五条第二項中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第八条第七項中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第十条第一項第一号中「健康保険の被保険者証」を削る。

第十一条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

様式第一号中「健康保険被保険者証」を削る。

様式第五号中「第26条」を「第26条第1項」に改める。

様式第十号中「健康保険被保険者証」を削る。

様式第十四号中「第36条」を「第36条第1項」に改める。
様式第十六号中「健康保険被保険者証」を削る。
様式第二十号中「第43条」を「第43条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三条第十号の改正規定は、令和七年三月二十四日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の青森県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の青森県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭